

※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止・変更になる場合があります。また、催しなどに参加の際はマスクを着用し、発熱などがある場合は参加をお控えください。

秋の全国火災予防運動

今年9月8日現在、市内で発生した火災は46件（死者2人、負傷者8人）、火災による損害額は約6053万9千円（14件未計上）です。

火災の原因で一番多いのは「電気機器」で13件、次いで「放火（疑い含む）」が6件、「たき火」が3件です。使用済みのリチウムイオン電池などの充電式電池は適正に処分する、自宅周辺に可燃物を放置しないなど日頃から火災予防に努めましょう。

全住宅に義務化されてから、10年近くが経ちます。古くなると劣化や電池切れなどで火災を感じしなくなるなどがあるため、10年を目安に交換しましょう。交換の際には、火災を家中にすばやく知らせる「ワイヤレス連動型」がおすすめです。また、啓発のため、消防職員が訪問調査を実施しています。ご協力をお願いします。

市内の駅前消防本部が火災予防の呼び掛けを行います。

問合せ 消防本部予防課（☎426・8607）

国民年金についてもっと知ろう

11月30日は「年金の日」です。この機会に「ねんきんネット」で、自分の年金記録の確認や将来の年金受給見込み額の試算などをしてみませんか。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

問合せ ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル（☎0570・0558・5555）

国民年金保険料は、全額が所得税・住民税の社会保険料控除の対象です。

社会保険料控除証明書は大切に保管を

問合せ ねんきん加入者ダイヤル（☎0570・0003・004）、貝塚年金事務所（☎431・1122）

市・府民税の主な改正点（令和3年度）

令和3年度の市・府民税から適用される改正点をお知らせします。詳しくはお問い合わせください。市ホームページをご覧ください。

●基礎控除及び給与・公的年金等所得控除の見直し
一律33万円だった基礎控除額が、合計所得金額2400万円以下の場合10万円引き上げられます。また、給与所得控除・公的年金等控除が改正され、各控除額は原則10万円引き下げられます。所得金額により、当てはまらない場合があります。

※ 合計所得金額が2400万円を超える場合は、所得金額に応じて控除額が通減し2500万円を超える場合は、基礎控除の適用がなくなりません。

●所得金額調整控除の創設
次の①②に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除分が控除されます。

①給与等の収入金額が850万円を超え、次の③のいずれかに該当する場合
②特別障害者に該当する④年齢23歳未満の扶養親族を有する⑤特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

③給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と

令和3年度市・府民税課税担当（☎423・9417、9418、9419）

公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合
所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額 < 10万円 + 公的年金等に係る雑所得の金額 < 10万円) - 10万円

④特別障害者に該当する⑤年齢23歳未満の扶養親族を有する⑥特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

⑦寡婦控除の対象とは、原則として前年の12月31日時点で、後述の「ひとり親」に該当せず、次の①または②に当てはまる人です。納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は対象となりません。①夫と離婚した後、婚姻をして

おらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人②夫と死別した後、婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人。なお、この場合は、扶養親族の要件はありません。※「夫」とは、民法上の婚姻関係にある人をいいます。ひとり親控除の対象とは、原則として前年の12月31日時点で、婚姻をしていないことまたは配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の①③の要件の全てに該当する人です。①その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと②生計を同一にする子がいること。この場合の子は、前年の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になつていない場合に限られます③合計所得金額が500万円以下であること

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における寄附金税額控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止などした主催者に対して、入場料などの払い戻しを請求しなかった場合に、放棄した金額を個人住民税の寄附金税額控除の対象とする制度が設けられました。詳しくはホームページをご確認ください。

岸和田商工会議所 パソコン教室 生徒募集

趣味・仕事・資格取得 あらゆるニーズに対応

内容 ワード基礎・エクセル基礎 初心者向けインターネット入門

対象 初心者から経験者まで

授業料 1回50分 1000円

別途 入会金 3000円 機器使用料 1回 2000円 教室維持費 1ヵ月 14000円

日時 月・木・土 10時～17時 火・水・金 10時～20時 日祝休み

無料説明会 11月24日(火)・25日(水)・26日(木) 27日(金)・28日(土)・30日(月)

問合せ ☎438・3981

安心して通っていただくために コロナ予防対策実施中 座席の距離をとって、教室内の換気 マスクの着用・消毒・検温実施

広告問合せ (株)M総合企画（☎072・275・5449） 朝日オリコム大阪（☎06・6226・1314） 榊宣成社（☎06・6222・6888）

相続のことについてお困りのことがありましたらご相談ください

司法書士 税理士の相続税・遺言・相続 無料相談会

日時 11/7(土)・8(日) 10:00～17:00 11/9(月)～13(金) 13:00～17:00

場所 司法書士法人 C-first 岸和田事務所 〒596-0823 大阪府岸和田市下松町5058番地 MM88ビル

予約 お電話でお申し込みください ■受付(平日)9時～19時 0120-079-077 ※完全予約制

大坂・岸和田 相続遺言相談窓口 米本 合同税理士法人 運営：司法書士法人 C-first (シーファースト) 岸和田市別所町2丁目17番1号 https://www.yonemoto.or.jp/

参加特典 1冊で相続のことが分かる「相続パンフレット」プレゼント!!

別所町東2丁目 マドナビル2F 岸和田店 AOKI 司法書士法人 C-first

広告